

一般社団法人島根県臨床検査技師会

委員会等の費用及び役員以外の報酬に関する規程

平成 25 年 3 月 24 日 制定

平成 26 年 9 月 5 日 改訂

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人島根県臨床検査技師会（以下「法人」という）の定款及び組織運営規程に定める委員会等の運営に当たり、その費用や当会役員以外の出席者の報酬について定める。

(定義)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 委員会とは、定款第 52 条および組織運営規程第 7 条並びに第 10 条に基づき設置されたものとする。
- 二 会議とは、委員会の会議の他、当会の事業として他の機関または団体と合同で行う場合も含ものとする。
- 三 報酬等とは、報酬、賞与、その職務遂行する対価として受けるものであって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 四 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費及び日当をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人の役員以外に対し、委員会等、法人の目的とする事業を行うために業務を依頼する場合、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額)

第 4 条 報酬の額は次の通りとする。

様式 9

- 一 最初の 1 時間 300 円
 - 二 1 時間以降は 1 時間ごとに 100 円
 - 三 1 日の上限は 1,200 円とする
 - 四 上記の時間には職務執行上必要な移動時間を含めることができる
- 2 精度管理事業担当者については次の通りの金額を図書カード等にて支払う事ができる。
- 一 委員長・副委員長・部門長 5,000 円
 - 二 その他実務委員 2,000 円

(費用)

第 5 条 費用については、役員の報酬及び費用に関する規定に準じて取り扱う。

(取り扱いの特例)

第 6 条 この規定により処理できない事項については、理事会で処理する。

(規程の変更)

第 7 条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。